

社会福祉法人 千葉いのちの電話 定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下、法人という）は、福祉サービスの提供として精神的危機等に直面し、援助と励ましを求めている人びとと、主に電話という手段で対話し、健全な社会人として生活することができるよう援助し、その他これに関連するサービスを提供し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

相談事業 千葉いのちの電話の設置経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人千葉いのちの電話という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

- 2 この法人は地域に貢献する取組として、第1条の目的とする事業に関する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を、千葉県千葉市中央区本町3丁目1番16号CIDビル内に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員12名以上23名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び

不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第7条 評議員は、社会福祉事業の適正な運営に必要な職見を有する者、又この法人の理念や経営状況を理解した上で、中立的な立場から審議できる者の中から定款の定めにより選任される。

- 2 評議員について、配偶者及び三親等内の親族及び省令で定める特殊の関係がある者がいてはならない。
- 3 評議員のうちには、役員の配偶者及び三親等内の親族その他各役員と省令で定める特殊の関係がある者がいてはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分
- (6) 社会福祉充実計画の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、評議員の全員が書面又電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上11名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の資格等)

第19条 理事は、社会福祉事業の経営に関する見識を有する者、又はその法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から定款の定めにより選任される。

- 2 理事の委嘱に当たっては、理事の特殊関係者は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第23条 理事及び監事に対して、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ定められた順位に従った理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

(顧問)

第29条 この法人に、顧問若干名置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会及び理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 会員

(会員)

第30条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の趣旨に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第31条 この法人に委員会を置く。

- 2 委員会は、専門事項について、この法人の運営に参画し、或いは理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第32条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局はこの法人の事業が目的に沿って円滑に運営されるために必要な事務をつかさどる。
- 3 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名置き、事務局長は、理事会において選任及び解任する。
- 4 事務局長以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局長及び職員に関する、規程については、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - ・土地 千葉市中央区本町3-1-16 17 面積 307.24㎡ (92.94坪)
 - ・建物 鉄骨造3階建 延床面積 527.854㎡
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉市長の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には千葉市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当

該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係るに限る。)

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 事業の概要等を記載した書類
 - 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第43条 合併しようとするときは、評議員会の承認を受け、千葉市長の認可または認定を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係わるものを除く)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係わる定款の変更をした時は、遅滞なくその旨を千葉市長に届けなければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人千葉いのちの電話の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会が定める。

附 則 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の
 成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	日 下 忠 文
理事	友 田 直 人
同	安 香 宏
同	木 下 宣 世
同	久保川 守
同	向 後 正
同	酒 井 俊 雄
同	時 田 光 人
同	西 澤 貫 誠
同	星 野 百合子
同	安 田 純 代
同	草 野 きよ
同	市 川 榮太郎
監事	影 山 成 己
同	井 桁 和 夫
同	錦 織 良 治
評議員	青 木 一 芳
同	赤 井 つ る
同	浅 香 俊 雄
同	荒 木 直 躬
同	井 上 敬 三
同	潤 間 丈 助
同	大 宮 あや子
同	加 瀬 利 之
同	勝 又 俊 澄
同	倉 石 昇 茂
同	斎 藤 繁
同	桜 庭 孝 逸
同	新 貝 和 成
同	鈴 木 哲 子
同	高 垣 初 惠
同	高 橋 正 治
同	武 川 正 功
同	角 尾 直 人
同	友 田 茂
同	橋 本 みを
同	花 崎 さを
同	原 島 榮 吉
同	深 尾 謹 之
同	星 野 昌 世

同
同
同

堀 切 糸 子
本 城 厚
渡 邊 隆 祥

- 2 この定款は平成 6年 1月 6日施行する。
平成12年 5月25日改訂
平成12年10月24日改訂
平成13年 5月24日改正
平成14年 5月23日改正
平成15年 5月22日改正
平成16年 5月20日改正
平成17年11月 2日改正
平成18年 1月25日改正
平成18年11月 7日改正
平成19年 8月20日改正
平成26年 5月15日改正
平成28年 8月 5日改正
平成29年 1月31日改正